

## 第2回 安来市農業委員会議事録

平成29年8月21日 午後2時00分 第2回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番	北中 宏一君	2番	武上 隆雄君	3番	杉原 建君	4番	木戸 芳己君
5番	仲佐 久子君	6番	北川 正幸君	7番	安松 智君	8番	藤原 明紀君
9番	増田 和夫君	10番	板垣 裕志君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 8月21日 1日
日程第 3	議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第1号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 5	議第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	報第2号 農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分について
日程第 7	報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第4号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第2回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。  
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。  
初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第2回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
ありません。

議 長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により5番 仲佐委員、6番 北川委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

**【異議なしの声多数】**

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第3 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、1件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約1km、農機具は、トラクター、田植え機、軽トラックを各1台所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件について説明させていただきます。まず、申請地の場所でございますが、こちら3筆でございます。JR安来駅から国道9号線を東へ約6.8km行きますと門生のバス停がございます。その20m手前の交差点を左折しまして、約100m直進した所をさらに左折し、80m行った所をさらに左折、20m行った道路、ぐるっと回るような形になりますが道路左側の水田が3筆ある一番上の場所でございます。また、門生バス停の20m手前の交差点を右折して、JR山陰本線の門生踏切を渡って約160m安田方面に行った道路の右側の水田2筆が申請地の2番目、3番目の場所でございます。譲渡人と譲受人は親戚関係でございます。申請地が譲渡人の通作距離が遠いことから、従来から譲受人が作業受託をしておりまして、譲受人の退職を機にこの農地を贈与しようという案件であります。譲受人は現在7,495㎡の農地を耕作し、退職を機に農業を意欲的に取り組んでいこうとしており、また従来通り譲受人が申請地を水田として耕作することから、周辺農地への影響はないと考えております。委員の皆様の審議の程よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 報第1号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。報第1号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は駐車場で、権利の種類は、賃借権の設定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について4番 木戸委員 お願いします。

4番 木戸 芳己君

失礼します。4番 木戸です。ここは私の管轄区域で、市街化区域でございまして、届出案件でございます。位置図の通り、老人ホーム、図書館、博物館などに囲まれたイエローバスの駐車場の東側です。よろしくをお願いします。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第3号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第3号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、10ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が202件、221、860㎡、使用貸借が4件、3、826㎡、全体で206件、総面積が225、686㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。農林振興課の種田です。今月の利用集積計画の内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律

第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を決定するものです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

議長。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。案件の31番の申請人の面積6,306㎡、今回の土地が10,647㎡となっていますが、これは何か理由がありますか。

農林振興課：種田 容子君

申請の土地の7筆が10,647㎡で、申請人の耕作面積が6,306㎡ということです。

17番 吉村 正君

この申請人の面積というのは現在の耕作面積ですか。

農林振興課：種田 容子君

確認してみないとはっきりと申し上げられませんが、おそらく所有者さんの持っておられる耕作面積、自作地でないかと思います。自作地が6,306㎡で、貸付に出されるのが10,647㎡だと思われます。

17番 吉村 正君

自作地であろうと、借入地であろうと耕作面積があつて、そのうち、今回利用権設定するのはこの面積という申請ではないかと思います。耕作面積と利用権設定する面積が逆転していますので。

農林振興課：種田 容子君

逆転しているのでおかしいのではないかとということですね。

17番 吉村 正君

そうです。申請人の耕作面積の方が少ないというのはおかしいと思います。

農林振興課：種田 容子君

台帳の確認をさせてください。

13番 板金 悟君

議長。

議長：岡田 一夫君

13番 板金委員。

13番 板金 悟君

13番 板金です。31番と32番の申請人の耕作面積が全く同じですが、これは偶然ですか。

農林振興課：種田 容子君  
あわせて確認します。

議長：岡田 一夫君  
そうしますと、今、事務方の方で確認をしますので、一旦ここで休憩を取ります。

(14:35) 休憩

(14:45) 再開

議長：岡田 一夫君  
では、会を再開いたします。事務局から説明を願います。

農林振興課：種田 容子君  
まず、耕作面積が31番と32番が同じ数字ということですが、32番の方が経営主となっておられて同じ家の方です。農家番号が一つになるので耕作面積は集約されたものが上がってくるようになります。利用権の申請の土地の面積の方が多いのではないかとご指摘ですが、こちらの7筆のうち数筆が別の方に貸し出しされておられたものが、この度の安田地区圃場整備の地域内であり、圃場整備のために利用権を解約されて、こちらに貸し出しという形になりましたので、元々この申請者は貸しておられる部分の面積の方が多かったという形になります。システムの方が連動しなかったということです。

議長：岡田 一夫君  
今、農林課の方から説明がありましたが、システム上の問題ということでございまして、只今の説明でご理解いただけたでしょうか。その他に質疑がございましてでしょうか。ご理解いただけたということで採決に入りたいと思います。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
日程第6 報第2号 農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
28ページをご覧ください。報第2号 農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分について このことについて、別紙のとおり農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分をしたので報告するものです。追記した許可証につきましては、29ページをご覧ください。

1番は1つの土地を分割して住宅用地として農地法第5条の規定により許可したものです。許可申請時に国の通達に基づき分筆後に許可申請するように指導しましたが、分筆されないまま許可申請がなされました。許可後、分筆した土地の所有権移転を行う際、法務局において許可した農地と分筆後の土地の同一性が確認できず、所有権移転ができなため、同一であることの追記願が提出されましたので、添付された資料と照合して許可証への追記を行いました。以上です。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第3号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

30ページをご覧ください。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、1件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第4号 土地改良区からの地目変更届出の通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

32ページをご覧ください。報第4号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。33ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第2回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後2時55分)